平成２５年（フ）第２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦74―５、登記簿上の住所和歌山県田辺市芳養町3981番地の122
債務者　有限会社アクセサリー・キョーワ
代表者代表取締役　田島征一郎
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　高史
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第６号
鳥取県鳥取市賀露町南３丁目3034番地１
債務者　有限会社タイヨー商会
代表者代表取締役　山根　隆義
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
京都市右京区嵯峨甲塚町５番地の56
債務者　株式会社Ａ＆ＡＡｓｓｏｃｉａｔｅ
代表者代表取締役　青柳　光治
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　式子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月７日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
埼玉県坂戸市千代田１丁目４番40号
債務者　株式会社麻屋
代表者代表取締役　浅見　俊雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前10時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２号
埼玉県川越市大字笠幡134番地25
債務者　有限会社ムサシ電設
代表者代表取締役　中村　久雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午後１時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８号
北海道室蘭市中島町４丁目９番24号
債務者　有限会社東京ランドリー
代表者代表取締役　桶野　武宣
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後３時
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
京都府南丹市園部町横田六号21番地
債務者　タナカ工業株式会社
代表者代表取締役　田中　正行
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
京都府南丹市園部町横田六号21番地
債務者　アルミック株式会社
代表者代表取締役　田中　正行
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
茨城県水戸市住吉町192番地の87
債務者　有限会社一期一会屋キッチン
代表者取締役　武藤さとみ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
茨城県水戸市本町２丁目10番11号
債務者　有限会社Ｎ・Ｋ
代表者代表取締役　吉田　憲司
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　清美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時20分
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１４２号
京都市下京区中堂寺粟田町93番地
債務者　株式会社Ｅｃｏ
代表者代表取締役　安井　重樹
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村修一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
北海道旭川市末広五条10丁目１番12号
債務者　有限会社太恒建設
代表者代表取締役　今野はつ子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県川西市下加茂２丁目34番５号
債務者　有限会社山内自動車工業所
代表者代表取締役　山内　一徳
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時40分
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２号
秋田県大館市比内町扇田字町後17番地３
債務者　山内みき子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小津　充人
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第４２号
鹿児島県日置市伊集院町郡1934番地
債務者　山口　勝安
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県日置市伊集院町郡1934番地
債務者　山口キヨ子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係